

## 青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月25日

提出者 議会運営委員長 島 崎 実

(説明)

青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

青梅市議会委員会条例（昭和45年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務企画委員会の項第4号中「事業部」を「ボートレース事業局」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に総務企画委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務企画委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。